

京都市情報公開審査会答申第77号の概要

答申年月日	平成18年11月13日
請求内容	平成12年度の固定資産(家屋)評価における建築設備のうち、洋式洗浄機能付き便器の評価において、洗浄機能のみで標準評価とする基準
所管課	理財局税務部資産税課
所管課の決定	請求された公文書が、公文書公開請求制度の対象とならない文書であるとの公文書公開請求却下処分を行った。
所管課の主張	<p>1 請求内容については、平成12基準年度家屋再建築費評点基準表(以下「評点基準表」という。)に、「便器、洋式、洗浄装置付き 140,680」、「便器、洋式、洗浄装置なし 46,380」と規定しており、請求の趣旨に沿った文書は、評点基準表であることは明らかである。</p> <p>2 条例第2条第2号では、「図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの」は、条例に規定している公文書には当たらないとしている。</p> <p>評点基準表は、本市情報公開コーナーに一般に公開する目的で開架されており、誰でも自由に閲覧することが可能であることから、条例に規定している公文書には当たらない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 「洋式洗浄付便器の程度評価を洗浄機能のみで標準評価とする」と記載された文書はない。したがって、却下処分は不当である。</p> <p>2 「固定資産評価基準解説」等によれば、「温水洗浄、温風乾燥及び、便座暖房機能の要素を以って標準評価とする」と明示されているとおり、却下したことは全く以って不当であり、市の論理に整合性はない。</p> <p>3 評点基準表の「評点項目及び標準評点数」に標準評点数があるのは承知しているが、個々の評価においては、標準評点数を基に、「補正項目及び補正係数」を考慮し、評価されるものである。</p> <p>4 公開を求めているのは、「家屋評点調査票」に記されている「補正項目及び補正係数において、普通1.00(標準)となる基準」が、どの程度の仕様(程度)のものかということである。</p>
審査会の判断	<p>1 異議申立人が公開を求めているのは、平成12年度固定資産評価における建築設備のうち洋式洗浄装置付き便器を評価するに当たって、洗浄装置の有無のみで標準評価とする考え方、理由について記載された文書であると認められる。</p> <p>2 当審査会では、評価基準について記載された基準解説及び手引の該当箇所を確認したが、洗浄装置のみで標準評価とする考え方、理由についての明確な記載は認められなかった。また、他にその考え方、理由について記載された文書が存在することを窺わせる事実も認められなかった。</p> <p>3 したがって、実施機関が洋式洗浄装置付き便器を評価するに当たって、洗浄装置の有無のみで標準評価としていることが認められるものの、その考え方、理由について明確に記載された文書は存在しないものと認められる。</p> <p>4 以上のことから、公文書公開請求却下処分を取り消し、改めて、公文書不存在による非公開決定処分を行うことが適当であると判断する。</p>